

杉並区会計年度任用職員(専門職)

【研究員(教育研究担当)】募集案内

令和7年1月1日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用 予定数	勤務場所
会計年度任用職員 (専門職)	研究員 (教育研究担当)	年144日 (月12日程度) 1日7時間45分	若干名	済美教育センター、 杉並区立小・中学校

(2) 仕事内容

ア 研究員(教育研究担当)

小・中学校の教員の授業力向上に関する業務

(3) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1箇月

※公募によらない再度の任用(更新)制度あり

(公募によらない再度任用の可否は、勤務実績等による能力実証を行います。その上で、1年度ごとで5回までとします。)

(4) 応募資格

ア 次の要件を満たす方

(ア) 研究員(教育研究担当)

・大学卒業以上で、教育職員免許法に定める小学校の教員免許又は中学校の教員免許を有する者

・小・中学生への指導経験がある者

イ 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 又は 持 参	令和7年1月27日（月）午後5時まで（必着） (持参の場合は土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで)	〒168-0064 杉並区永福4-25-7 杉並区立済美教育センター管理係

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（専門職）【研究員（教育研究担当）】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合格発表 合格にかかわらず、令和7年2月初旬までに第一次選考の結果通知を発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○日時：令和7年2月上旬～中旬のいずれか1日 (時間等の詳細は、第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○場所：杉並区立済美教育センター（杉並区永福4-25-7） 交通機関：京王井の頭線西永福駅 10分程度 京王井の頭線永福町駅 13分程度	
方 法	面 接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和7年2月下旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【5】 報酬・手当

日額 13,664円（令和6年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

※1 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。

※2 通勤費を支給します。（上限1箇月55,000円まで）

※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

※4 期末手当を支給します。（6箇月以上の任用期間がある場合に支給します。）

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は、原則として月曜日から金曜日までの間で、年144日（月12日程度）の勤務です。
ただし、配属先によっては土曜日、日曜日又は祝日法による休日が勤務日となる場合があります。
- ◇ 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務です。（休憩時間は60分）
- ◇ 公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となる場合があります。
- ◇ 年次有給休暇が、初年度は5日付与されます。
- ◇ その他に慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。
ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。（期末手当支給該当者のみ）

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申し込み・問合せ先

教育委員会事務局済美教育センター 管理係

〒168-0064

東京都杉並区永福4-25-7

TEL：03-6379-3521（代表）

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>